

会 議 録

会議の名称	平成25年度第4回川越市事業評価外部会議
開催日時	平成25年10月26日(土) 9時00分 開会 ・ 12時05分 閉会
開催場所	市役所7A会議室
議長氏名	石川 久(淑徳大学教授)【評価人リーダー】
出席者氏名	<p>【外部評価人】 別添名簿のとおり</p> <p>【都市景観課(1事業目)】 加藤 忠正(課長)、荒牧 澄多(副課長)、内田 貴之(主任)</p> <p>【市民活動支援課(2事業目)】 細田 隆司(課長)、刀根 則明(副課長)、矢崎 東洋(主任)</p>
欠席者氏名	高橋 五江(東京国際大学教授)
事務局職員職氏名	<p>齊藤 洋一(政策財政部参事兼行政改革推進課長)</p> <p>山田 幹夫(行政改革推進課副課長)</p> <p>佐々木 亮(行政改革推進課主事)</p>
会議次第	<p>1 開 会</p> <p>2 外部評価人紹介</p> <p>3 議 事</p> <p>(1) 1事業目の外部評価</p> <p>(2) 2事業目の外部評価</p> <p>4 閉 会</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の基本資料 【別紙1】 ・ 事業資料(1.都市景観重要建築物等整備及び指定推進)【別紙2】 ・ 事業資料(2.集会施設等整備/自治会集会所建設補助) 【別紙3】 ・ (参考)事務事業評価シートの見方 【別紙4】

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
評価人リダー	<p>1 開 会</p> <p>2 外部評価人紹介</p> <p>3 議 事</p> <p>(1) 1 事業目の外部評価</p> <p>【対象事業：「都市景観重要建築物等整備及び指定推進」(都市計画部 都市景観課)】</p> <p>それでは、評価を行ってまいりたいと思います。評価の流れについてですが、まず、担当課の方から事業の概要について説明していただきます。その後、評価人から質疑をさせていただき、それに対して応答していただくという形で進めてまいります。</p> <p>では早速ですが、事業概要の説明をお願いいたします。</p> <p>事業概要の説明</p> <p>事業概要について説明(都市景観課副課長)</p> <p>質疑応答・議論</p>
評価人リダー	<p>それでは、質問等のある評価人の方はお願いします。</p>
外部評価人	<p>まず基本的なところからお伺いしたいんですが、ご説明を聞いたところ、いろんな制度があって、それらが錯綜している状況といったら言い過ぎかもしれませんが、素人目から見てわかりづらいところがあります。今回の都市景観重要建築物等、これは都市景観条例に基づいて指定しているということなんですが、これを指定するにあたって、最低限クリアしなければいけない基準というのはあるのでしょうか。</p>

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
都市景観課副課長	<p>外観の保存状態ですとか、伝建地区に連続しているとか、または歴史的地区環境整備街路事業で、歴史的風致を向上させるためにそういった場所に位置しているとか、あとは何かの表彰を受けている建築物やいろいろな調査報告書などにリストアップされているとか、角地やT字路にあって地域のランドマーク化している建物ですとか、そういったもの等々を考慮して判断しております。基本的には文化財と同じように、建築後50年以上経過した建物を対象としております。なお、文化財に指定されている建物は除いています。</p>
外部評価人	<p>ありがとうございます。まとめると、伝統的建造物等にあたるものというのは2つのラインがあるということですね。文化財のラインと都市景観のラインの2つがあって、今回対象としているのは都市景観のラインということになるわけですよ。そういったしますと、一方において「伝統的建造物群保存地区」は、当然、文化財として保護しなければならないものだと思うんですが、それ以外のところですね、パンフレットを拝見しますと結構いろいろなところに点在しているわけなんですけれども、これらを一体として整備しなければならないと考えた経緯などがわかれば教えていただけますでしょうか。</p>
都市景観課副課長	<p>元々、都市景観条例を制定した時点で、伝統的建造物群保存地区と一体になって、川越市全体で歴史的な風致を出していこうという考えがございました。しかし、伝統的建造物群保存地区はかなり規制が厳しく、許可条件も厳しいものがあります。かと言って、川越市全域にそれを広げるということは出来ませんし、集中しておらず飛び飛びで、連続性がありません。しかし、町並みとして一体感が必要になります。そのため、面として残すことは難しいけれども、その周辺として非常に重要だということで、飛び飛びではあるけれども残していくということで、川越市はどこにいても歴史的風致を感じると同時に、これを残すことで、その周辺地区のまちづくりに影響を及ぼさないかということを考えて指定を推進しています。そういったような、</p>

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
外部評価人	<p>全体的な効果というものを期待しています。</p> <p>あと2点ほど伺いたいんですが、国の補助が社会資本整備という位置付けで出されているわけですね。一つはこの補助額の基準についてお伺いしたいと思います。それともう一点、都市景観重要建築物等の整備については、現在107件が抽出されていて、今年度で77件指定という予定となっています。そうしますと、あと30件で指定作業そのものは終了するという考えでよろしいのかどうか伺いたと思います。</p>
都市景観課副課長	<p>補助額につきましては、例えば耐震補強など、外観を維持するための補強や外観の整備のために補助を出すということになっております。ですので、インテリアについては補助をしないため、所有者の自由ということになっております。</p>
都市景観課長	<p>2点目、指定は107件で終了かというご質問ですが、川越市の場合は城下町のエリアから建造物の調査を開始しておりますので、実際、川越市には全域にわたって農家ですとか土木資産ですとか、未調査段階の候補があります。ですから、候補としては107よりもさらに多くあるということになります。</p>
外部評価人	<p>指定になったものが解除できるのかどうかについて、平成24年度に指定解除が1件あったと資料に記載されていますが、基本的にこの事業の目的というのは、評価シートの事業の目的欄に書いてあるとおり「重要な建築物の保全整備を行うことにより、川越固有の歴史的景観の保全を図る」ということになっています。歴史的景観の保全を図るわけだから、解除されることがあるのであれば、そもそも保全する理由が薄れてしまうのではないのでしょうか。指定するならある程度拘束されるようでないという意味がないのではと思うんですが、その点はいかがでしょう。</p>

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
都市景観課副 課長	<p>おっしゃるとおりで、指定解除というのは、我々事業推進課にとってかなり厳しいことです。ただ、実際に解除した事例ですと、老朽化が進んだとかそういったことでやむなく解除していますが、その際には、審議会の方で解除後の状態をどうするかということについて議論していただき、解除後はこういう計画です、というのを出示していただいた上でやむなく解除をさせていただいております。また、指定の承諾をしていただいた方がお亡くなりになって、その後相続された方がお悩みになっているというような情報も耳にしています。それは、まだ正式ご相談いただいたわけではありませんが…。そういった場合の最終手段として解除はやむを得ないということで、解除後の状態に条件を付けた上でやむなく解除しているというのが現状です。</p>
外部評価人	<p>わかりました。あと今後の方向性について、「継続」というのは妥当だと思うんですが、平成 26 年度に都市景観条例が景観法に基づく委任条例へ移行するというので、都市景観重要建築物から景観重要建造物への移行を推進するとありますけれども、移行することによって内容がどう変わるのでしょうか。市の財政に関わることなのか、所有者への補助額に関わることなのか、何にどのように関わってくるのかを教えてください。</p>
都市景観課副 課長	<p>今までは市の単独条例によるもので、届出制でした。景観法に基づく景観重要建造物になると許可制になります。それははっきり申しますと、所有者の負担が増えることになります。なお、補助金につきましては、市独自の考えで付けることが可能になります。従いまして、都市景観重要建築物の補助金は、景観重要建造物においても同様につける予定です。景観重要建造物となることによる一番のメリットは、市側が条例を制定することによって、建築基準法の一部緩和が可能になります。そうすることによって、所有者の方は増改築するとき、建物の裏に増築するとき、今ですと基本的には「修理」という形で直していただいているんですが、前に古い建物を残したまま裏に増築した時、前の建物は基準の緩和が適用可能になりますので、表を活かし</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
外部評価人	<p>たまま裏を自由に建替えられるようになるというメリットが生まれることとなります。</p> <p>あと、評価シートの指標の部分なんですが、「指標に基づく評価」のところに「指標数値だけによる評価は難しい」と書かれていますが、この辺は確かにそうだと思います。ただ、ここは間違いなのかもしれませんが、「新規指定件数」の指標が活動指標になっていますが、これは成果指標なんじゃないかと思います。</p> <p>もう一点ですが、同じく評価シート5 - (1)「現在の課題と状況」のところで、「有効性に課題」とありますけれども、ここに記載されているコメントを見ると有効性に課題があるとは取れないんですが、こういった点から有効性に課題があると認識されているのでしょうか。</p>
都市景観課長	<p>ここには現在直面している問題を書いてしまっているんですが、私どもの方で検討している中に、京都市や金沢市で取り入れられているんですけども、フローとストックの関係を使ってNPO等の力を得て、いわゆる借りたい貸したい、売りたい買いたいという人を少しサポートする制度を設けて、建造物の保存に活かしていこうという動きが出てきています。こうした解除のご相談とか、更新するという場合、なぜ活用できないかと言いますと、通常の不動産市場というのは解体をした後の更地の売買が原則になっているためです。それから、川越のような場所の場合には、新築の建物よりも元々あった歴史的建造物の方に入りたいという希望があるわけです。それを今の流通のシステムでは上手く受けきれません。そういった相談や流動的なものに対して、専門的なアドバイスができる仕組みを入れていきたいという考えがあります。この評価シートの中にはまだ反映はされていないんですが、実際にはそういった方向性も持ってやっていきたいと考えております。</p>
外部評価人	<p>確かに、もともと老朽化しているものを保全していくわけですから、事業費がどんどん増大していくことは間違いのないと思いますの</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
外部評価人	<p>で、今の考え方というのはぜひ考えていくべき方向性かなと理解いたしました。</p> <p>川越市としてどう考えられているのかお聞きしたいんですけども、「川越市固有の歴史的景観」というのが今一つわからないのでご説明いただけますでしょうか。</p>
都市景観課副課長	<p>勝手なイメージになってしまうかもしれませんが、川越という都市が培ってきた歴史的つながり、経済的経緯などから生まれた川越らしさといいますか、いかにもここが川越だと感じられるような、そのようなイメージでこの表現を使わせていただいております。</p>
外部評価人	<p>先ほどまでお聞きしていた感じだと、川越にある古い建物は全部残していきましようという発想だということでしょうか。</p>
都市景観課副課長	<p>残せるものはできるだけ残した方がいいと考えておりますが、その中で特にメルクマールとなるようなものを中心とし、そのいくつかの拠点的なところを集中的にやる、あるいはその1棟が残ることによって周辺に影響を及ぼすところなどを重点的に指定しようとしております。</p>
外部評価人	<p>私は基本的に、一番街周辺の伝建地区ですか、あの辺を保全していかうとするのは妥当だと思っています。川越市が推し進めている観光の主要スポットの一つですから。ただ、その周りというか農村地帯等で、農家さんの古い建物まで残していくということになるかと思いますが、それは本当に必要なのかということについては考えていかなければいけないと思うんです。実際、その農家さん自身が必要であれば、当然自ら残しておくでしょうし、それをわざわざ市が押してあげる必要性がどこにあるのかがわからない。川越市民がそこへ行って、見て何か得るものがあるのかもしれませんが、それは一部の方ですよね。それが川越の観光にとって何かプラスになるのかもよくわかりま</p>

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
都市景観課副課長	<p>せん。何でもかんでもというのは、幅を広げすぎなのではと思います。そういうのはそもそも「都市景観」なのかな、と思います。あと説明をお願いしたいのが東邦音楽大学。これはもともと川越のものじゃないですよ。パンフレットを見ると、昭和43年に川越に移築となっていますが、これは「川越の」都市景観なんですか。古いものは何でもかんでもとっておきましょうという発想になってしまっているんじゃないかというのが気になりました。今後も、他所から古い建物が移築されてきたら、それは都市景観重要建築物に当てはまると言ってしまうてよいのでしょうか。</p> <p>東邦音楽大学につきましては、昭和40年に移築されまして、現在では地域で愛される景観になってきております。また、平成4年に「川越景観百選」というものを実施しました。その中でこちらが選出されたりと、やはり地域のメルクマール化していると言えるかと思えます。移築されたものではありませんが、移築されてから年数が経過して、地域に愛されているということで指定させていただいております。</p>
都市景観課長	<p>ただいまのお話の中で「都市景観」とありましたが、川越は城下町を起源に持っておりまして、中世のころから一つのコミュニティを築いてきています。地域自体は後に合併して現在の地域になっておりますけれども、「川越」というエリアというのが一つの都市のコミュニティを形成してきていて、それをずっと存続し続けてきているというのが川越の一番の特質ではないかと考え、都市の景観としております。</p> <p>それからもう一つ、「景観」というのは、ものを人工的に作っていくというのがベースにありまして、その関係で、都市づくりの中での景観形成ということで都市景観という名前を冠しております。ですから、決して自然や農村風景は別だということではなくて、そういったものも含めて一体的にやっつけていこうということで、「都市景観」という呼び方を用いております。</p> <p>それから、周辺のエリアの古いものを残していくということについ</p>

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
外部評価人	<p>ては、景観の百選を選んだり、ここで川越百景を募集して新たなものも出てきていますけれど、川越の特質を表している風景の中で、現存している歴史的な文化財、史跡、あるいはまだ指定に至っていない歴史的な建物などについても、もし本人のご同意があれば、活かしていきたいという考えです。ですから、決して何でもかんでもという考え方ではございません。</p> <p>農村の方の建物はいけないとか、そういうことを言っているわけではないんです。トータルで都市景観の話をするんだったら、そもそも農村を開発してはいけないですよという話になるかと思います。周りがあるからこそその景観なんですよ。建物の周りに田園風景とかがあるから、それが景観になるんですよ。この事業は、建物だけをやるようとしているじゃないですか。建物を残しましょう、ではないんです。そこがそもそも違うと私は思っています。建物だけの話をするのであれば、当然、エリアを区切った話にしかかなり得ないはずですよ。だから、この対象というのは、周りまで含めて全部対象にしましょうということではなくて、本庁あたりの地区のものしか当てはまってこないと思うんです。それをすべてに当てはめてしまおうということ、何でもかんでもになってしまって、指定の判断もできないですよ。古いから、ということではないですよ、歴史的な価値というのは。住んでいる人たちがその価値を認めて、本当にそれをとっておきたい、残しておきたいという思いがあるのであれば、自分たち自ら何とかしようと思うんですよ。それを手助けするのがこの事業という位置付けだと思います。だから、あっていいと思うんです、事業としては。ただ幅を、エリアを区切ってやるべきだと思いますし、多少広がっていくのはいいかと思いますが、目的はというと基本的にはやはり伝建地区の保全なんだと思うんですね。周りにまで広げてやるべきことなのかと思います。</p>
外部評価人	<p>補足資料の「指定までの流れ」の部分についてですが、 の指定候補の選定についてはどのように行っているのでしょうか。</p>

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
都市景観課副課長	<p>指定の候補については、一番最初（平成4年度）に抽出したものをベースに、我々が見て、景観を形作る上で重要だとみられる建物を選んでいきます。</p>
外部評価人	<p>事業の目的が川越市固有の歴史的景観の保全となっておりますが、そもそもなぜ保全しなければならないのでしょうか。</p>
都市景観課副課長	<p>都市として成長、発展する過程の中で、過去の歴史をしっかりと守り、それを未来につなげていくということが必要だと考えています。また、地域の歴史・文化が大事にされているまちというのが、まちそのものの価値にもなります。そのような形で、川越らしさといいますか、歴史的建物とともに生きる人々の生活など、そういったものを総合的に判断して指定しています。それが如実に表れている例として、建築物が最もわかりやすいと考えたためです。川越市全体の歴史的な景観の町並みが育成、発展するための一部として、歴史的な建造物を保全しているということになります。</p>
外部評価人	<p>気になったのが、先ほど他の評価人の方からあったのと同じなんですけど、今のような抽象的なお話からすると、どこまでも対象を広げられるし、川越市全体の古い建物を保全していくことになってしまうのかなという疑問があります。川越市の歴史を保全していくというのは良いことだと思うんですが、その点についてはやはり気になりました。</p>
外部評価人	<p>歴史的風致維持向上計画と今回のこの事業について、微妙にわかりづらいところがあるので教えていただきたいんですが、資料を見ると、歴史的風致維持向上計画の中にこの事業があるかのように見えるんですけども、その一方で、都市景観条例に基づいた事業であるということになっています。歴史的風致維持向上計画と都市景観条例とこの事業の関係について教えていただけますでしょうか。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
都市景観課副課長	<p>基本的には、この事業は都市景観条例に基づき指定しているという事業になります。そのあとに歴史的風致維持向上計画ができています。歴史的風致維持向上計画は、重点区域を決めて、その区域内に集中して投資をするという計画になります。基本的には先に指定の合意があり、それが集中している地区が重点区域になっているといった構造になっています。</p>
評価人リダー	<p>先程からいろいろと論議を聞いていますが、平成4年に市街地の伝統的建造物の調査をして500棟を確認したということですが、この500棟の分布というのは、先ほどからお話があるように、一番街を中心とした伝統的建造物群保存地区と連続するような形、あるいはかつての川越城下町の中にある歴史的な建物、それ以外にも農村部といますか、郊外にも点在していると、そのように捉えていいのでしょうか。</p>
都市景観課副課長	<p>その500棟につきましては、当時まだ伝統的建造物群保存地区が決定されていませんでしたので、旧城下町としました。その周辺部といますか、郊外につきましては、景観的に評価をしているところです。なお、抽出したものは、基本的に旧城下町です。</p>
外部評価人	<p>ここで対象としている地域というのは、基本的に都市計画区域に入っているものだけになるのでしょうか、それとも市街化調整区域にも触れたりするのでしょうか。</p>
都市景観課副課長	<p>基本的には、川越市全域が対象になっております。ですので、市街化調整区域も入ります。</p>
評価人リダー	<p>他に質問はよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、評価人の皆さんにおかれましては、まずは採点シートを作成いただき、終わりましたら意見シートの方へ付帯意見の記入をお</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
評価人リーダー	<p>願います。</p> <p>評価結果発表</p> <p>それでは、各評価人から評価のポイントとコメントをいただきたいと思ひます。では最初の評価人の方から願ひします。</p>
外部評価人	<p>はい。まずは時代適合性についてですが、これは5点です。川越というまちのニーズとしては合っているかなと思ひます。続いて補完性、市としてこの事業を行う必要があるのかということですが、これは4点にしました。やはり、助成すべき場所とそうでない場所のメリハリをつける必要があると思ひます。自ら保存したいという建物については自分で保存すべきであって、助成がなければ保存しないというものは、はっきり言って歴史的価値がそもそもないものではないかと私は思ひます。歴史的価値があって本当に保存しておかなければならないものであれば、確実に残っていくと思ひます。次に効率性、これは4点なんですけれども、川越市の事業としてはそれほど大きな事業費がかかっているわけでもないと思ひるので、それなりの費用対効果はあるのかなと思ひます。次に有効性、目的に合致した成果を挙げているかということですが、川越市固有の歴史的景観の保全が目的なのであれば、少し幅を広げすぎているかな、と。「川越市固有の歴史的景観」というのは、市の中でも意見が分かれているかと思ひますが、何でもかんでもそうだとすると、何も変えられないですよ。建物も建て替えられない。「この部分を重点的に残していく」というのがあべきで、それは本庁周辺地区になるかと思ひますが、そのようにやられているわけではなく、広げすぎている。そのため、有効性という点では低めに、3点をつけました。最後、方針妥当性については2点としたんですが、これは先程から言わせていただひているように、メリハリがないためです。もっとはっきりと「川越市はこれを残したい」という方針があればいいんですが、今回はそれがわからなかったのだからこれは2点と低くしています。そもそもすごく疑問に思ひますけれ</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
評価人リダー	<p>ども、築 50 年以上経っていて、雰囲気良ければ選定されるという話ですよ。あるいはランドマーク的なものであればいいとか。でも、それは基準ではないですよ。本当に歴史的な価値があるかどうかというのをどうやって判断されているのかがさっぱりわからない。やはり、明確な基準はつくるべきで、もちろん歴史的な価値があるかどうかというのも基準の一つには入ってくるべきだと思いますが、それがわからないので、やや辛めの点数になってしまいました。以上です。</p> <p>ありがとうございました。それでは次の評価人の方、お願いします。</p>
外部評価人	<p>はい。私は、時代適合性、補完性ともに満点の 6 点をつけました。ただ、この事業の目的が「歴史的景観の保全を図ること」ということで、「保全」を打ち出していますが、私は「歴史的景観を将来の世代に継承していく」ということが重要な目的であって、保全が目的ではないと思うんです。景観全体を見て、それを次世代に継承していった、不特定多数の人に見てもらおうといったことが川越市としては重要なことであって、保存という個々のことではなく、そういった全体のことには重きを置くべきだと思います。私は昔から長いこと川越を見ていますが、昔から比べると随分変わってきています。そういった時代の変遷を考慮しますと、現代の川越にこういった事業はマッチしていると評価しますし、この事業を行政が実施するという点については、一つ一つの建物は個々の所有者のものですが、見るのは川越市の市民だけでなく、外から来られる方も年々増えてきているということを見ると、これは公の立場でやったほうがいいと思いますので、この点についても満点の 6 点をつけました。次に効率性ですが、これは 2 点です。最小の経費で最大の効果をとということですが、そもそもこの事業については効率性を求めるべきなのか、と思います。ただ、既に指定してあるものは年々老朽化していくわけですから、維持管理費が増えていくのは当たり前のことです。そういったことから考えると、効率性については期待できないと思います。続いて有効性についてですが、先程お話がありましたような不動産と見たときの考え方を</p>

議 事 の 経 過

発 言 者	議題・発言内容・決定事項
評価人リーダー 外部評価人	<p>踏まえると、今後経費が増大していくことは間違いないわけですから、その中で、解除をする場合にはどういった基準のもとにするのか、あるいは個別の事情があったら解除をしても良いのかといった基準を明確に持っていて、ご担当の方がその基準に則って判断を下せるようなチェックシートなりをつくっておく必要があるのではと思います。以上のことから、有効性については4点としました。それから、方針妥当性についてですが、ただいま申しあげました不動産としての観点から見ると、もう少し施策があるのではないかと思います、ここも4点の方計22点としました。</p> <p>ありがとうございました。それでは次の評価人の方、お願いします。</p> <p>はい。私は時代適合性が5点、補完性が4点としました。川越市の歴史的な景観はぜひ残してってもらいたいと思うんですが、お話を聞いていると、効率性だとか有効性という面では、個人の所有物であって、建ててから50年以上も経っている建物でもし生活するとなるとそれは大変なことで、建て替えたいと言ってもそれを市が引き留めることになってしまいます。そうすると、その方々との交渉となると、市としては残しておきたいと思っても、所有者が自分たちは保存できないということになれば、妥協の産物としての景観になってしまいます。そうすると、ある妥協点のもとにしか景観が保てないと考えたと、川越市の歴史を見せる場所に、あるいは自分たちの誇りとなる場所になる、という場所に特定した方がいいのかなと思います。その点では、方向性も修正した方がいいのかなと思うので、効率性、有効性、方針妥当性についてはいずれも3点とさせていただきます。以上です。</p>
評価人リーダー 外部評価人	<p>ありがとうございました。では次の評価人の方、お願いします。</p> <p>はい。私の採点は、上から順に5点、4点、4点、4点、4点としました。時代適合性についてですが、川越市としてはやるべき事業な</p>

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>のかなと思います。補完性について4点とした理由ですが、果たして本当に行政としてやるべきことなのかという部分が残ると思うんですね。実際、先程から出ているように、明確な基準が、誰もが納得する客観的な基準というものが見られないということを考えたときに、行政自ら実施するという必要性が少し弱いかなと思いましたが4点としました。それから効率性についてなんですが、正直言うとよくわからないというのが実際のところなんです。つまり、この金額で所有者が満足できるような維持管理ができていますのかどうかというのがわからないので、点数としてはとりあえず及第点としたところです。また、有効性についても4点にしていますが、本来の目的はあくまで「川越市固有の歴史的景観の保全」ということになっておりますので、先ほど伺いましたように、市街化調整区域にまで手を広げるといのはどうなのかという疑問があるので、少し下げてこの点数にしています。それから、方針妥当性についても同じです。実はここは5点でもいいかと思ったんですが、その理由として、景観重要建造物への移行を考えられているということで、これは非常に妥当な線だと思いますので良いと思ったんですけども、やはり先ほど申し上げたように、都市と呼べないところまで手を広げていくという方向性がどうかなと思ひ、4点とさせていただきました。ここからは個人的な付帯意見になりますけれども、先ほど質問の中でも述べさせていただきましたが、この事業の関係では3本の法律が走っているわけですよ。景観法、歴史まちづくり法、文化財保護法の3本です。その複雑な体系の中で、上手に補助を獲得しているなど、上手くデザインを作り上げているなという点につきまして、所管課職員の皆様のご努力は高く評価させていただきたいと思ひます。ただ、付言するならば、指定の基準ですね。築50年以上という、古ければいいのかという話になるわけで、それからランドマークというけれども、何を以てランドマークと見なすのかという部分についても明確な基準が欲しいなと思ひます。それから、今回の条例というのはあくまで「都市」景観条例であることを考慮に入れるならば、農村地区における歴史的建造物の保護について、これも重要なのはわかるんですが、別の方策を活用する</p>

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
評価人リーダー	<p>ことについても考えてよいのではないかと個人的には思います。以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>最後に私からになりますが、実は私がこんなに高い点数を付けるのは珍しいことなんですね。これは「そうあってほしい」という願いも込めてなんですが、時代適合性5点、補完性5点、効率性4点、有効性4点、方針妥当性5点としています。いろんなものを組み合わせて、非常に上手にやっていらっしゃるという印象を受けました。ただ、他の評価人の皆さんからも出ていますように、誰が見ても納得できる基準をつくるのがとても大事になると思います。そのためには、「川越らしさの市民的論議」というのをぜひやってもらいたいと思います。その上でこの指定保存地区は、観光だとか、環境だとか、商業だとか、そうしたところと連携を強めて、全庁的、全市的にやった方がよいのかなという気がしました。その際には、庁内だけで事を進めるのではなく、周辺にあるNPOや様々な市民団体、学校教育関係者などとの幅広い取組みがあったら、もう少しこの事業が生きてきて、単純に残すというだけではなくて、その先にある活用だとか、そうしたところまで広がって行って、とても良い事業になるだろうというふうに思います。そういった期待を込めて、私としてはかなり高い点数を付けさせていただきました。</p>
評価人リーダー	<p>さて、全評価人の点数を合計して百点満点に換算しますと、68点になります。これは、「B.事業の在り方は概ね妥当である」という評価結果になります。ぜひ、各評価人のご意見を踏まえて今後検討して行っていただきたいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">- 休憩 -</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
評価人リダ -	<p>3 議 事</p> <p>(2) 2 事業目の外部評価</p> <p>【対象事業：「集会施設等整備」「自治会集会所建設補助」(市民部市民活動支援課)】</p> <p>それでは本日の2コマ目ですが、これから「集会施設等整備」と「自治会集会所建設補助」の2つの事業についてまとめてご説明いただいて、それぞれについて評価をするという形で進めてまいります。ではまず担当課の方から、2つの事業について概要の説明をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">事業概要の説明</p> <p style="text-align: center;">事業概要について説明(市民活動支援課副課長)</p> <p style="text-align: center;">質疑応答・議論</p>
評価人リダ -	<p>それでは、これから質疑に入りたいと思います。ご質問のある評価人の方はお願いします。</p>
外部評価人	<p>まず基本的なことについてお伺いしたいのですが、この集会施設なんですけれども、個人所有で運用されている施設は存在するのでしょうか。それからもう一点ですが、こういった集会施設は普段こういった用途で用いられていて、どれくらいの頻度で利用されているのか、大体で構いませんので教えていただければと思います。</p>
市民活動支援課副課長	<p>まず、集会施設の所有者の内訳を申し上げます。川越市の場合261の施設がございまして、そのうち自治会所有が202施設でございます。個人の所有は少なく、5施設でございます。次に二点目のご質問</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
外部評価人	<p>について、これは自治会によって様々なんですけれども、ご自分たちでグループを作って施設を使うとか、外部の方にお貸しするとか（料金をとって） そのように多方面の利用がなされています。</p> <p>貸し出しということもあり得るということですが、市としては、そういった活用については妨げていないのでしょうか。</p>
市民活動支援課副課長	<p>自治会集会所につきましては、管理は自治会が行っておりますので、また、例えば4時間貸し出して1,000円ですとか、そういった料金表というのでも明示されておりますので、このことについては特に我々の方では指導はしておりません。</p>
外部評価人	<p>それに関連にしてもう一点お伺いします。それはいわゆる使用料に該当するものだと思いますけれども、その場合の使用料というのは市の収入になるのか、それとも自治会の収入になるのか、どちらでしょうか。</p>
市民活動支援課副課長	<p>使用料につきましては、自治会の収入として計上されております。</p>
外部評価人	<p>私はまず一つお聞きしたいのが、今、集会施設の所有というのは自治会が202施設というお話がありましたが、それはかなりの比率を占めていることにはなりますが、根本的な部分で、そもそも自治会活動に集会所の施設が必要なのかということ。それともう一つお聞きしたいのが、任意の団体組織である自治会というものが、不動産を所有するといったことの是非はいかがなものなのかということ。法人格を持っている場合も最近はあるのかもしれませんが、基本的には任意の団体ですから、個人の名前でないと登記などができないわけですね。そうすると、自治会長さんの名前で登記することになると思うんですが、そういった時に何かトラブルとかが発生しないのでしょうか。</p>

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
市民活動支援 課副課長	<p>まず、自治会集会所の施設が必要かどうかというご質問についてですが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、自治会の活動内容は増えてきております。例えば、地域防災ということで自主防災の組織が打合せをしたり、事前準備をしたりといったこともございます。主な使われ方は、何かこういった活動をするにあたって、皆が集って事前作業や打合せをおこなう時などに使われます。ただ、これだけでは常時使うということではなくて、また一方で今言われているのが、万が一災害があった時の拠点にもなり得るということです。いま川越市では、公園の中に自治会館をつくるということはあまりないんですが、一方で、例えば広場に自治会館をつくって、学校とかの避難所は別にあるものの、自治会館でもそれができないかという意見をお持ちの方も多くいらっしゃいます。そういったことに加えまして、例えば青少年の見守り活動、また、その準備や道具をしまっておく場所ですとか、或いは地域でお祭りをやる場合の総会ですとか、そういったことをこの集会所を拠点として実施しているというのが現状になります。</p> <p>二点目のご質問について、現在、自治会館の所有者の名義につきましては様々な形があると思っておりますけれども、かなり古いものと、昔の方のお名前のままのものもあると聞いております。しかし、地方自治法に定めがあります認可地縁団体という認可された団体ですと、自治会所有ということになりますので、特にそういったトラブルがあったというお話は今のところございません。</p>
外部評価人	<p>集会施設は防災やお祭りなどの集会で使われているというお答えでしたが、市の方としては、集会施設のそういった利用状況を把握していますか。</p>
市民活動支援 課副課長	<p>これまでは、はっきり申し上げて把握はしておりませんでした。任意団体ということで、ある程度自主性を持たせようということで把握しておりませんでした。昨年度からその辺を見直そうという機運が生じまして、新設された自治会館につきましては、利用実績の提出を</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
外部評価人	<p>ある程度義務化していきたいということで考えております。ただ、既存の施設についてもそれを押し付けるというのはなかなか厳しいと考えておりますが、新築については多額の補助金を出すことになるので、その条件としてといたしますか、利用実績を提出してもらおうようにしています。ちなみに昨年度、月吉町自治会が新しくできました。そこで、自治会長さんに今年度の末に利用実績を出してもらいたいというお願いをしています。</p> <p>補助の内容を見ると、土地の取得（用地の賃貸借）から会場の借上げまでフォローしているわけですね。地域によっては、自己所有しなくても、自分の地域には例えば学校だとか保育所だとか地区のセンターなどの公共施設を建てていただいているという場合もありますよね。そこへさらにこういった補助をするということですが、集会所に限った話ではありませんけれども、投資した額をどう活用するかということが重要であって、持つことが重要ではないわけですね。先ほどおっしゃられたようなお祭りの打合せだとかいうのは、別に集会施設がなくなっても十分できるわけです。また、防災ということで考えても、今までの施設はほとんど老朽化していて、耐震性も怪しい建物の方がたぶん多いと思うんです。そういったものを今後順次耐震化していくとか、或いは高齢化社会に備えてバリアフリー化するといったときに、多大な経費がかかってくるといったことが想定されるわけです。施設が多ければ多いほど、金額も膨らんでくる。今後いっせいにそういった必要に迫られる可能性があるということを考えると、今後も建設の要望があったらそれに応えていくというスタンスを示されていますが、そういった要望を誰が認めるのか。たぶん市が補助金を出すということでなければ、自治会の方も建てましょうという話にはならないと思うんです。ですから、そういったところに問題があるのではないかというのが一点。また、「集会施設等整備」の評価シートの「事業を廃止・縮小したときの影響」の部分で、「自治会費の増額が必要となり、自治会会員の反発や自治会離れが予想され自治会活動が縮小する」とありますが、補助金が減らされたら縮小してしまうような自</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
市民活動支援 課長	<p>治会活動では問題なのではないかと。その2点について、どうお考え かお聞かせください。</p> <p>只今おっしゃいましたことは、ごもっともだと思います。実際に施 設がなくても、外で会議室を借りてやっているところはございます。 ただ、そういう例は少ないというのが現状で、これまで数十年を経て きて、皆さんつくりたいという要望が非常に強いのが現状です。それ ともう一点ですが、今、自治会の仕事は非常に多くなってきています。 例えば、回覧をまわすということから社会福祉の関係、環境美化です とか多方面にわたってしまして、昔から民生委員さんもいらっしゃい ましたが、それを補強するような活動もどんどん増えてきています。 また、市民活動支援課では協働の推進も行っているんですが、財源が 限られている中でやるべきことは増えてきているという状況におい て、市民の方にもぜひ協力していただきたいということで推進してい るんですが、その受け皿がかなり自治会に偏っておりまして、そうい った点でも自治会にお願いすることがどんどん多くなってきている というのが現状です。自治会の立場からいえば、仕事が増えてきてい て打合せもいろいろしなくてはいけないということになりますので、 その拠点がなくなると、非常に強い反発が懸念されるところです。</p>
外部評価人	<p>「自治会集会所建設補助」の方なんですが、老朽化により新築整備 を希望する自治会が多いとありますが、建て替えのものも対象として 当てはまるんですか。</p>
市民活動支援 課副課長	<p>そのとおりです。</p>
外部評価人	<p>そうしますと、建て替えるからお金をくださいと要望したらそのま まもらえるんですか。何か基準はないんですか。</p>
市民活動支援	<p>建て替えの基準については、特にございません。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
課副課長	
外部評価人	では例えば自分の自治会の集会所が古くて、建て替えてもらった方がいいなと思ったとして、それで申請したらそのままもらえてしまうということですか。
市民活動支援課長	建て替えにつきましては、基本的には自治会長さん個人のお考えではなくて、自治会の総意として考えておりますので、自治会の中で合意形成されたものについては年度ごとに整備していこうという考えでやっております。
外部評価人	自治会の総意とおっしゃいましたけれども、総意ではないですよ。私は、自治会の中心人物が決めたことが全て通るとというのが自治会というものだと思っています。自治会に参加しているすべての住民が意見を言うかといったら、そんなことはないですよ。中心人物が言うわけですよ。そうすると、会議に参加している人が賛成と言えば、それで申請される。それに対して、これが本当に必要とされているものかどうかという判断基準もないわけですよ。結局のところ、市としたら、申請されたら補助しますという補助金ということですよ。
市民活動支援課長	確かに、一方ではそういった批判も受けております。ただ、自治会の総意というのは難しいと思っております。例えば100人がいたら100人全員の意見を得るとするのは非常に難しいことです。そこで、総会の際には、各世帯に総会が開催される旨の回覧をまわしまして、欠席される場合は委任状をもらうということまでやって、参加された方たちで議事を採決するかしないか、という形でやっています。現在建て直しの要望は10件程度あり、今後毎年2件ずつ予定しております。しかし、その要望は、総会では全てそのまま通ってしまうものだとおっしゃいましたが、実際には否決されることもあります。まだ使えるんだから、ということで延期となったり。このように、総会での

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
評価人リーダー	<p>合意というのが大変重要になっておりまして...</p> <p>ちょっとすみません。要するに、「建築してから 年以上経ったものについて、住民の合意があるかどうか」というような審査の仕方をしていただけますか、という質問なのですが。</p>
市民活動支援課長	<p>それは、現在はやっておりません。</p>
外部評価人	<p>そうですね、明確な基準が全くないという状態ですよね。10 件ほど要望が溜まっているというお話でしたが、つまりは依頼されたら何でもかんでも受けてしまうということなんですよ。何にも基準がないものに対して補助金額が決めてあるというのはそもそもおかしいことで、やはり明確な基準が必要だと思います。自治会が「まだ使えるものだから、もう新しくするなんてよくない」と判断することもあるとおっしゃいましたが、そんなことは当たり前の話であって、それを期待して何も基準を決めないというのはおかしいと思います。やるべきなのは、「いくら助成するから してもらおう」というふうに、金額以前に目的を決めるべきであって、そこが曖昧すぎるというか、それがないまま「どうぞ使ってください」という状態なので、これはあまりいい状態ではないなと思います。</p>
評価人リーダー	<p>資料に「川越市自治会集会所建設事業補助金交付要綱」がありますが、この要綱の第 2 条に、補助の対象となる事業として「埼玉県各市町村と地域団体との共同事業補助金交付要綱第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる事業」とあります。この県の要綱の該当部分の中身に、今の質問にお答えできる要素があるかもしれないと思うのですが、こういった中身になっていませんか。</p>
評価人リーダー	<p>今お手元がないようであれば、それはそれで結構なのですが、恐らく県の定めている対象については、一定の基準があるはずですよ。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
外部評価人	<p>から、申請があれば何でも受けるというようにはたぶんなっていないのかなという気がするんですが…。いずれにしても、ご担当の方では明確な基準を設定していなくて、自治会の総意に基づいて申請があれば受け付けるというのであれば、今のところはそうだといいことですね。</p> <p>「自治会集会所建設補助」の方で何点か質問させていただきたいんですが、まず、資料を拝見いたしましたところ、自治会の負担金に結構ばらつきがあるなと思ったんですね。多くの自治会が1000万円強なのに、なぜ小室町だけ17万5千円で済んでいるのかということが一点。それからもう一点ですが、他市状況の資料について、中核市と県内市の一部を取り上げたものになっていますが、右から二つ目の「平均的な金額」を拝見いたしますと、川越市の場合、本体工事費に対する自治会負担金の割合が他の自治体に比べて比較的低い部類に入ってくると思うんですね。恐らく川越市より低いのは青森市ぐらいしかないと思います。多くの市が3割～4割となっている中、川越市は2割少々となっています。その理由は何なんでしょうか。言い方を変えるならば、川越市の自治会は、新規の集会所建設に対してそれほど大きな負担を必要としないように見受けられるんですが、その要因を教えてくださいと思います。</p>
市民活動支援課副課長	<p>まず、小室町の自治会負担金が少ない理由ですが、これは本体工事費をかなり絞ってあるということによるものです。市補助金、老人憩いの家補助金は基準どおりの額ですので、自治会負担金が少なくて済む建物を建てたということになります。それから二点目のご質問についてですが、川越市の場合、川越市の新築事業における補助金の限度額がございまして、それと同時に受けられる補助金といたしまして、老人憩いの家補助金というものがありましたので、結果的に自治会の負担金が少なくて済んでいるということになります。</p>
外部評価人	<p>恐らくそういうご回答になるかと思いましたが、そうしますと、評</p>

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
市民活動支援 課長	<p>価シートの5 - (1)「現在の課題と状況」の中に、「建設資金を会員から調達する際、理解を得られない場合には自治会内で不公平感が生じる恐れがある」という文言がありますけれども、むしろ特定の自治会の負担金が異常に少なくなっています。本体工事費について、川越市では約 3000 万円かかる中、小室町だけ 1800 万円で済んでいる。けれども補助金額は基本的に同じだということになるため、結果的に自治会の負担金額がかなり少なくなってくる。そうしますと、むしろこっちの方が自治会間の不公平感をより大きく引き起こしてしまう結果になると思うんです。単純にこの自治会負担金の額を世帯で割ってみますと、小室町の市民の負担は異常に安く済むはずで。そうしますと、市という公的機関が行う補助の在り方として、必ずしも適切ではないのではないかという見方もできると思うんですが、それに対して何かコメントがあればお願いします。</p> <p>今の補助制度ですと、おっしゃいましたとおり、本体工事費を圧縮すれば自己負担が少なくなるというのが事実でございます。逆に言いますと、付加機能をどんどん付けていきますと、自己負担が多くなります。ただ、確かにこれだけの差となると問題だと思しますので、今後検討していきたいと思えます。</p>
外部評価人	<p>わかりました。ではもう一点、恐らくこれはこの事業の根幹といったら大げさかもしれませんが、重要なポイントの一つになるかと思えます。市として、あるいは所管課として、市全体の中で自治会というものをどのように位置づけておられるのかを確認させていただきたいと思えます。つまり、先程からお話を伺っていますと、自治会に対して、市として積極的に公的な支援を行うということだと思えますが、自治会というのはあくまで任意団体です。特定の任意団体に対して積極的に公的支援を行うことの是非についてはぜひ考えていただきたいと思いますので、その観点から見たときに、自治会というものを市としてはどのように位置づけているのでしょうか。これをなくしたら自治会の組織率はかなり下がるというお話でしたが、現</p>

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
市民活動支援 課長	<p>状もう組織率が下がってきている状態だと思うんです。それでもなお、市として自治会に対して公的支援を続けていく必要性があるのかどうか。そういった観点からぜひお伺いしたいと思います。</p> <p>必要性については、明確なお答えはできないかもしれませんが、川越市の場合、組織率は現在8割を少し切って79%くらいだったかと思えますけれども、おっしゃいましたとおり、微減してきております。一方で、地域主権といえるかどうかわかりませんが、「地域の課題は地域で解決する」という取組みもこれから動こうとしております。その動きの受け皿について、今のところは自治会がそうならざるを得ないかなと思っています。そう考えると、自治会の組織率が維持できていないと崩れてしまうという杞憂がございまして、支援していくという方針はそこから来ています。私ども市民活動支援課だけでなく、いろんな部署が自治会を核にして何らかの事業を展開していきたいと考えています。それが今後一層強くなってくることが想定されますので、そのベースを、という考えです。</p>
外部評価人	<p>わかりました。あと一点ですが、集会施設の統合ですとか合理化は考えていますでしょうか。つまり、隣接した自治会で一つの集会施設を共有するというような考え方は今のところありますかでしょうか。</p>
市民活動支援 課長	<p>そういった事例はありますが、今のところ、なかなかうまくいかないというのが現状でございます。地域によって違うんですが、一つのコミュニティというか、グループを作ると、グループ内でできるだけ解決しようという意識が強くなります。そのため、他の地域との交流については、全然ないとは言いませんが、あまり行われていないのではと思います。</p>
評価人リダ -	<p>要するに、1つの集会施設を2つの自治会で共有している例はある。しかし、なかなかうまくいっていないようだ、と。自治会としては、それぞれで集会施設を持ちたいと思っているので、それを推進してい</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
	<p>るといふことによろしいですか。</p>
市民活動支援課長	<p>推進まではいっていませんが、そういった思いは把握しているという状況です。</p>
外部評価人	<p>「集会施設等整備」の評価シートの中で、正規職員の人数が今年度から倍以上に増えていますが、こういった理由でしょうか。</p>
市民活動支援課副課長	<p>こちらですが、平成 25 年度からの事業の増加に伴いまして、市民活動支援課自治振興担当の職員が 2 名増員となりました。その増員分をすべての事業に按分して算出した数字になっております。</p>
外部評価人	<p>ということは、特に事業の内容が変化したとか、そういったことはないわけですね。</p>
市民活動支援課副課長	<p>はい。</p>
外部評価人	<p>先ほど、集会所がどんな用途で使われているのかという実績を把握していないけれども、今後新設のところについては把握するようにしていくというお話があったかと思えます。ただ、既設のところにはなかなか利用実績の提出を要求できないということでしたが、補助金を出しているのであれば報告してもらおうというのは当然だと思えますので、遠慮することはないと思えます。他の評価人の方からもお話がありました。自治会が自分でやることがあるから集会所があるわけですね。こちらからやってくれて頼んでいるわけではないのに。だったら集会所なくしたらいいじゃないですか、というふうには言えないんですか。市からお願いするというスタンスではなくて、自治会が、どうしても集会所が必要だけど自分たちだけでは建てられないので市にお願いする、という形で、来たら市として考えるというスタンスでいいのではないかと思います。</p>

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>あと、たぶん集会所の役割というのは昔と大きく変わっていると思うんですね。先ほどからお話を伺っていても、自治会活動をどう位置づけるのかということのわかりませんし、自治会活動の中で集会所の役割は何なのかということのわかりません。そんな中、防災の拠点ですとか今日的な話題の方へ流れていってしまっていますが、役割が変わっているのであれば、集会所の在り方も変えなくてはいけないということになると思います。</p> <p>また、「自治会集会所建設補助」の事業の方なんですが、他の評価人の方からもありましたが、補助金の額について、市民の立場に立って考えると、住んでいる町によって自分の負担金が大きく変わってしまうという状態になっています。補助金を出す側からすれば平等に同額ということなんでしょうが、世帯数で割ってみると、町によってものすごく負担感に差があるという状態です。そのため、もし今後も補助をされるのであれば、その辺のところも考慮した方がいいのかなと思います。ただし、その前提としての補助をすることの意味はかなり不透明ではありますが。以上、質問ではなくて意見になります。</p>
外部評価人	<p>確認なんですが、川越市にある自治会の数、自治会館の数、それとそのうち土地、建物を自己所有している数を教えていただけますか。</p>
市民活動支援課副課長	<p>現在把握している自治会数は 293 で、自治会館所有数は 261 でございます。建物の所有につきましては、自治会所有が 202、川越市が 10、社寺が 18、個人が 5、その他が 26 になります。用地所有者の内訳は、自治会が 40、川越市が 84、社寺が 74、個人が 28、その他が 35 となっております。</p>
評価人リダー	<p>私もいくつか基本的なことをお尋ねしたいんですが、自治会のうち、自治法上の法人はいくつになりますでしょうか。</p>
市民活動支援課副課長	<p>手元に資料がないので正確な数ではありませんが、約 30 弱になります。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
評価人リーダ -	あと「自治会」という名称ですが、これは川越市で統一している名称ですか。例えば他の自治体だと町会とか町内会とかいろんな名称がありますが、川越市では「自治会」が統一的に使用されている名称でしょうか。
市民活動支援課副課長	川越市におきましては、「町会」という名称はございません。すべて「自治会」という名称です。
評価人リーダ -	もう一点、カバー率を教えてください。これは、行政が「ここからここまでは 自治会である」と決めて、それが全区域をカバーしているか、という意味になります。
市民活動支援課副課長	区域については、「 町」というところだと分けやすいんですが、大字などでは分けづらいところもあります。また、自治会がないようなところもあったり、道一本隔てて向こう側の自治会とお付き合いしている例もありますので、確実な線引きは今のところできていない状況です。
評価人リーダ -	私が聞きたいのは、住民が自治会に入りたいと思った時に、入れる環境にあるかどうかということなんですが...
市民活動支援課副課長	それは、入れる環境にあります。
評価人リーダ -	わかりました。実はこれ、大変重要な要素なんです。というのも、住民がどこか入れる自治会があるということであれば、市が支援する正当性も出てくるんですね。ただ、それにしても法人格をとっている自治会がまだ 30 程度ということになりますと、結局、自治会館の所有についても法人の所有となっていないものが大部分ということになりますので、これは将来問題になるかなという気が少しします。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
評価人リーダー	<p>それでは、他に質問等ないようですので、以上で質疑を終わりたいと思います。評価人の皆様におかれましては、先に採点シートを作成いただき、終わりましたら続いて意見シートへのご記入をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">評価結果発表</p>
評価人リーダー	<p>それでは、最初の評価人の方から講評をお願いします。</p>
外部評価人	<p>はい。私の採点ですが、まず「集会施設等整備」につきましては、上から4点、4点、3点、3点、5点とさせていただきました。個人的には、総合評価になってしまいますけれども、所管課の方からは、協働の推進にあたって自治会は絶対に必要だというお話がありましたので、その方針を前提としてつけた点数です。従いまして、自治会も市の行政運営の一環として重視するという前提であれば、当然それに対して補助を与えること、少なくとも、自治会の場としての集会所を整備するというのは当然のことになりますので、これに関しては、低い評価をつけることは決してできないだろうと思います。ただ、自治会というものが今後どうなるかということを考えますと、時代適合性という観点からみると、ちょっと辛めの4点という評価を付けざるを得ない。また、補完性に関しましても、NPO などがある以上、そこまで必要あるものなのかということで4点。それから、効率性・有効性についてはともに3点といたしましたけれども、これは先ほどから出ているような点から見て、そこまで補助がいるのかなと思ってしまふところがありますのでともに3点。ただし、市の方針として自治会を支援するということがあるのであれば、逆にこの方向性は妥当と言わざるを得ないということになります。</p> <p>一方の「自治会集会所建設補助」についてなんですが、これはやや辛めの結果となりました。上から順に3点、3点、2点、2点、3点</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
評価人リーダー 外部評価人	<p>になります。建設事業に対して補助を与えるということについては、果たして今の時代に適合しているのか。市としてやるんだということではわかるんですけども、果たしてそこまでやっていいのかというところで時代適合性は3点、補完性も3点。それから効率性・有効性ですが、これも先ほど指摘申し上げましたとおり、不公平感が残るということで少し辛めにつけさせていただきました。それから方針妥当性について、これも敢えて辛めにつけさせていただきましたけれども、市としての方針については価値観の問題なので構わないんですが、それが「建設補助」という形で出てくるのは果たしてどうなのかということで、3点とさせていただきました。以上です。</p> <p>ありがとうございました。では次の評価人の方、お願いします。</p> <p>はい。私は先程ほとんど意見をお話ししてしまいましたが、「新しい自治」ということで自治会と協働していくという方針は分かりましたけれども、その中で、なぜ建物の補助という形の支援になってしまうのかなと思いました。もっと別のことがあるのではないかとこのころから、全部2点とさせていただきました。一つ追加で申し上げたいのは、「自治会集会所建設補助」については、補助を公平な形に、市がやりやすい形ではなく、住民の人が納得できるような形の補助の仕方にしていてもらいたいと思います。以上です。</p>
評価人リーダー 外部評価人	<p>ありがとうございました。それでは次の評価人の方、お願いします。</p> <p>はい。私の採点ですが、まず「集会施設等整備」については、時代適合性は3点、補完性も3点としました。自治会活動の重要性について言われていましたが、例えばマンションでは、そこに住んでいる人が「自治会費を払ってください」という話をしますと、当然断る人がいるみたいなんですね。新しく入ってくる人は、特に加入したいという思いもないようだという話を聞きます。私は、そういった観点から、そういった自治会がなんで集会施設を自分のまちで、自分の名前で持</p>

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
<p>評価人リダ -</p>	<p>たなければならぬのか、という根底のところから疑問視しております。そういったところから時代適合性を低く付けていて、当然それを行政が補助するのもおかしいといったところから、補完性も低くしてあります。ましてや効率性については、どういった基準で補助しているのか全く分からないという状況ですので2点、有効性については3点、方針妥当性についても3点の合計14点としました。</p> <p>同じような観点から「自治会集会所建設補助」を考えると、補完性は3点としましたが、それ以外はすべて2点で、合計11点という評価になりました。以上です。</p> <p>ありがとうございました。それでは次の評価人の方、お願いします。</p>
<p>外部評価人</p>	<p>はい。私はすごく高い点数になってしまいましたが、これは希望を込めての点数になっています。「集会施設等整備」についてですが、基本的に私は、自治会自体はあって然るべきものだと思っています。先ほどありましたが、新たな地域自治ということで、たぶんそれは市政とのつながりを強めていただくために必要ですよということだと思っております。それには、昔からある施設をそのまま有効活用できるのであれば、それはそれでいいかなと思っております。そして、自治会で施設を使っているのであれば、整備も自治会の人たちでなんとかしなさいよという意見もわかるんですが、できれば、自治会の人数も多少減っているはずですし、当然なんですけれどもお年寄りの人口が増えていっていますから、収入が固定的に増えていくまちではないというのもわかっていますので、整備をしていくのもなかなか大変だと思います。だから、時代適合性としては低くはないのかなと思います。また、金額もさほど大きく出しているわけではないので、現在の状況としては悪くないと思います。ただ、やはり行政主導で行うようなことではないので、当然、向こうからお願いされて「仕方ない」といった形を出すべきものだと思うので、効率性としてはさほど良くない。これを出すよりも、むしろ自治会の活性化をどのように図っていくかということを考えて方が有効なんじゃないかと思います。お金を出すより</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
評価人リダ-	<p>も、どのような活動をしていくかということのお手伝いをしていく方が有効だと思います。</p> <p>次に、「自治会集会所建設補助」の方ですが、お聞きしたところ、300 近くある自治会のうち集会所をお持ちなのが 243 ということで、そこに補助が入っているんだと思うんですけども、割合的に、ニュータウンのようなところはないということなのかと考えると、それほど悪い割合だとは思わないので、時代適合性は 4 点。それから補完性についても同じく 4 点。効率性についても、今の建築コストから考えると、自治会で 1,000 万円ほどの負担をしているというのは、割合的にはちょうど良いくらいの負担になっているかなと思うのでこれも 4 点。ただ、有効性、方針妥当性については 3 点にしています。これは、補助の基準は本来あるんですが、先ほどお聞きした限りでは明確な基準はさっぱりわからなかったということで、言われたら何でも出すというように私から見て思えましたので、市民の方が聞いてもそう思われてしまうと考えられるため、妥当性が見えないということで、申し訳ないですが低く付けさせていただきました。自治会というのは、市民活動支援課さんとしてはかなり濃くお付き合いされる団体だと思うんですが、住民の私からすると、自治会と市の関係というのが全然見えません。自治会にもっと入りやすいような仕組みにしてもらった方がいいと思うんですよね。お年寄りしか入っていないじゃないですか。建物は古くても構わないので、若者がもっと地域の自治に参加できるような仕組みを作っていただきたいと思います。以上です。</p> <p>ありがとうございました。最後に私の方からも一言お話しさせていただきます。</p> <p>点数については、3.5 点とか 2.5 点とか付けたい部分もあったんですが、大きくりてまとめてこの点数になりました。問題なのは、特に「自治会集会所建設補助」の方の、有効性や方針妥当性の部分になるかと思っています。先ほど他の評価人の方からもありましたが、市にとって自治会というものはとても大事で、市からいろんなことを頼んだ</p>

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
<p>評価人リダ -</p>	<p>り、地域から意見をもらうときなどに、大変都合のいいところではあると思うんです。ただ、住民にとってどうかというと、そんなにつながっていないというのが実情だと思うんです。ですから、市はそこに補助をして、できるだけその活動をしてもらって、そこから上がってきた意見を、その地元民の意見であるというふうにして市を動かしていく。そういう仕組みを日本では昔からつくってきたわけです。ただ、その延長線上でこれからも続けようとする、もっともっと住民との乖離が大きくなります。そこだけは随時注意してもらいたいと思います。</p> <p>そういう意味では、「集会施設等整備」については、無理のない範囲で続けていっていただきたいというのが私の感想です。「自治会集会所建設補助」については、明確な方針を出してほしいというところです。例えば、これからも2か所ずつずっと補助を続けるのかどうか、あるいは現在集会所がないところを優先して建設していくのか、あるいは将来的に補助をやめていくのか、そういった方向性を明確にしたいと思います。それから、多様な方法を検討してほしいと思います。集会所を設置するためには、新たに建物を建てるということがすべてなのか、ということなどを考えてもらいたいと思います。あとは、先ほど言いましたように、どういったところを優先して補助金を出すのかというのを明確にしないと、公平性、効率性というのは上がってこないかと思います。</p> <p>ということで、全員の採点結果をトータルしますと、「集会施設等整備」は100点満点換算で54点。これは、「C. 事業の在り方の妥当性はやや低い」という評価になります。「自治会集会所建設補助」の方については、100点満点換算で45点となりました。こちらはあと1点足りなければ「D. 事業の在り方は妥当とは言えない」という評価になるところですが、ぎりぎり「C. 事業の在り方の妥当性はやや低い」という評価に留まりました。いずれの事業についても評価人からの意見を参考にして、今後検討していただければと思います。どうもありがとうございました。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>どうもありがとうございました。外部評価人の皆様におかれましては、大変長時間にわたりご意見等を賜り、誠にありがとうございました。それでは、これをもちまして、平成 25 年度第 4 回川越市事業評価外部会議を終了いたします。</p> <p>4 閉 会</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>